

## Member Circular 12/2015

# 包括的共同行動計画（JCPOA）に基づく一部イラン制裁の解除

こちらは、英文記事「[Lifting of certain sanctions under the Joint Comprehensive Plan of Action \(JCPOA\)](#)」（2015年12月）の和訳です。

メンバー各位

本サーキュラーでは、包括的共同行動計画（JCPOA）に基づくイラン制裁の一部解除に伴う保険カバーの現在の状況についてお伝えします。

### EUの制裁および米国の二次的制裁の解除

2016年1月16日土曜日、イランの核開発活動の縮小に関するJCPOAに基づく「履行の日」（Implementation Day）が宣言されました。これにより、特定物質に関する事前承認を要するものを除き、特にイランとの海上貿易やそうした取引に従事する船舶への保険、並びにイランの船舶や組織への保険・再保険の提供を対象としたEUの制裁はおおむね解除されます。

同時に、米国の二次的制裁措置および禁止措置（非米国人および組織に対する制裁・禁止措置）に関しては、部分的に解除されました。ただし、非米国人が特定国籍業者リスト（Specially Designated Nationals [SDN]）リストに掲載されているイラン人やイラン関係者であることを知りながらそれらの者と大規模な金融取引を行ったり、その他の物質的な支援などを行ったりする行為に対しては、引き続き二次的制裁が適用されます。

### 米国の一次的制裁

ただし、米国政府は米国組織がイランの企業・人とのビジネスに従事することを禁じた一次的制裁を撤回も緩和もしていません。米国金融機関に対する禁止措置、米ドルによる取引の禁止、米国の保険会社・再保険会社による保険提供の禁止は、継続されます。履行の日に発表された制裁解除にもかかわらず、米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control [OFAC]）から免除・許可を受けた取引を除き、米国人は引き続きほとんどの場合において、直接的・間接的を問わず、イランへの保険カバーの適用やイラン関連のクレームへの保険金支払いを含む、イランへの物品、サービス、技術の輸出が禁止されます。

米国の一次的制裁が継続されることの影響は多岐にわたります。例えば、イランとの通商やイラン組織と米ドルで取り引きすることができず、米国に関係する多数の銀行や金融機関はイランとの関与を全く、あるいは限られた範囲でしかできなくなります。特に、イランに対する米国の一次的制裁の継続によって、米国の保険会社・再保険会社はイラン組織への保険カバーの提供、並びにイラン組織による請求やイランとの取引に関連する請求への支払いを行うことができません。イランのイスラム革命防衛隊（Islamic Revolutionary Guard Corps [IRGC]）の所有であることが理由でSDNリストに掲載されているイランの港湾運営会社 Tidewater 社は、履行の日以降も引き続きSDNリスト（およびEUリスト）に掲載されており、米国人および非米国人が同社と取引を行った場合は引き続き制裁の対象となります。したがって、OFACのウェブサイト上で閲覧可能なSDNリストおよびEU Consolidated Listを確認するとともに、イランに関係する取引に関して引き続きデューデリジェンス手続きを行うよう強く推奨いたします。

### グループカバーおよび再保険に対する米国の一次的制裁の潜在的影響

国際P&Iグループでは、米国の保険会社・再保険会社に影響を及ぼす米国の一次的制裁は、相当数の米国の再保険会社がグループの超過損害額再保険プログラムに参加していることを考慮すると、グループにとって大きな懸念事項であることを、2010年以降、米国当局（財務省と国務省）との協議の中で繰り返し

表明してきました。この懸念については、つい最近もOFACに改めて表明いたしました。国際P&Iグループの制裁に関する小委員会において、米国の一次的制裁が継続されることに伴う派生的問題、並びに国際P&Iグループのプール・再保険に対する影響について検討が行われています。現在、国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブの約款では、プールまたは国際P&Iグループの共同再保険から回収不能な不足分についてのリスクはメンバーの皆様にご負担いただくことになることが規定されており、当該小委員会では、このリスクを回避・軽減するための実現可能な方策を鋭意検討しています。

## 制裁復活（スナップバック）条項

EUと米国のいずれも、イランがJCPOAに基づく誓約を破った場合には、即座に制裁を復活（スナップバック）させることを明らかにしています。したがって、イランとの取引やイラン組織に関係した取引の絡む契約の締結を検討する際には、制裁措置が再導入された場合には即時中止できる旨の文言を契約に盛り込んでおくようにしてください。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Kjetil Eivindstad](mailto:Kjetil.Eivindstad@gard.no) または [Tore Andre Svinøy](mailto:Tore.Andre.Svinoy@gard.no)（Gard, Arendal）、もしくは Gard Japan（Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)）までお問い合わせください。

敬具  
GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。